

八尾市条例第22号

八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

最終改正 平成20年7月2日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 管理を行わせようとする公の施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請受付期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (7) 管理の基準及び業務の範囲
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請等)

第3条 前条の規定により公募された場合において、指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) その他市長が特に必要なものとして規則で定める書類

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団である団体その他の指定管理者としてふさわ

しくない団体として規則で定める事由に該当する団体は、前項に規定する申請をすることができない。

(選定方法等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

2 候補者は、前条第2項に規定する事由に該当したときは、その資格を失うものとする。

(公募によらない候補者の選定等)

第5条 市長は、公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときその他公募を行わないことに合理的な理由があるときは、第2条の規定による公募によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により候補者を選定するときは、選定しようとする出資団体等から第3条第1項に規定する書類を提出させるとともに、前条第1項各号に掲げる基準に基づき、公の施設の管理を行うに当たり適当と認める団体を選定しなければならない。

3 前2項の規定により選定した候補者は、第3条第2項に規定する事由に該当したときは、その資格を失うものとする。

(市長による管理)

第6条 市長は、第3条第1項の規定による申請がなかった場合、第4条第1項の規定による審査の結果候補者に該当するものがなかった場合、同条第2項若しくは第5条第3項の規定により候補者がその資格を失った場合、第11条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の停止を命じた場合、同条第2項の規定により指定を取り消した場合、公の施設の廃止、休館その他重要な変更を予定している場合又は指定管理者が天災その他の事由によりその管理業務を行うことが困難であると認められる場合において、必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 他の条例の規定により指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする公の施設の管理業務の全部又は一部を前項の規定により市長が自ら行うときは、当該条例の規定にかかわらず、当該公の施設の従前の利用料金の額及び他の公の施設に係る利用料金又は使用料の額を勘案して市長が定める額の使用料を徴収する。

3 前項の規定により徴収する公の施設の使用料については、当該公の施設に係る利用料金の例により、減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項及び第2項の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

第8条 指定管理者は、指定期間の開始前に、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項

- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (8) その他公の施設の管理を適正に行わせるために市長が必要と認める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項又は第2項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他公の施設の管理実態を把握するために市長が必要と認める事項
(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、指定管理者が第3条第2項に規定する事由に該当したときは、その指定を取り消すものとする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の

全部若しくは一部の停止を命じた場合又は前項の規定により指定を取り消した場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

4 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき、又は前条第2項の規定により指定を取り消されたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い等)

第14条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、その管理する公の施設の管理の業務を行うに当たっては、八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号）の規定及び市と締結する協定を遵守し、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

2 指定管理者は、その管理する公の施設の管理の業務により保有することとなった情報の公開について、八尾市公文書公開条例（平成7年八尾市条例第9号）の規定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(意見の聴取等)

第15条 市長は、第4条第1項の規定により候補者を選定しようとするとき、

並びに第5条第1項及び第2項の規定により公募によらずに候補者を選定しようとするときは、複数の学識経験者その他市長が適当と認める者の意見を聴かなければならない。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときは、この限りでない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第16条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第12条まで、前条及び次条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(候補者の選定の特例)

2 市長（教育委員会が所管する公の施設に係る場合にあっては、教育委員会）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理に係る最初の指定管理者の指定（指定期間が3年以内のものに限る。）をしようとする場合においては、第2条から第5条までの規定にかかわらず、当該なお従前の例によることとされる公の施設の管理を受託している団体を候補者として選定することができる。この場合において、第7条第1項中「第4条又は第5条」とあるのは、「附則第2項」とする。

(八尾市公文書公開条例の一部改正)

3 八尾市公文書公開条例の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第19条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に

基づき市の公の施設を管理する指定管理者は、その管理する公の施設の管理の業務により保有することとなった情報について、この条例の規定に基づき、実施機関が行う公文書の公開に関する施策に留意しつつ、市の施策に準じた措置を講ずる責務を有する。

(八尾市個人情報保護条例の一部改正)

4 八尾市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「(第43条)」を「(第43条―第48条)」に改める。

第8条に次の1項を加える。

3 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市の公の施設を管理する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が保有する個人情報の電子計算機処理の状況について、審議会に報告しなければならない。

第11条の見出し中「委託」の次に「又は協定」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「受けた事務」の次に「又は前項の協定を締結した事務」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 実施機関は、指定管理者と公の施設の管理に関する協定を締結するときは、前項に準じた措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(指定管理者等の責務)

第34条の2 指定管理者は、第33条に規定するもののほか、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、公の施設の管理において取り扱う個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第8章を次のように改める。

第8章 罰則

第43条 第11条第3項又は第12条第1項若しくは第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、

記号その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で体系的に個人情報に記載したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報であつて、公文書に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 第31条第5項又は第32条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 偽りその他不正の手段により、第17条第1項に規定する開示の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

（八尾市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行前にした行為に対する八尾市個人情報保護条例第8章の罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月22日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月2日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。